

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法第44条の規定に基づき、有珠山の火山活動に対し、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町（以下「関係市町」という。）が関係機関と連携して行うべき防災について有珠火山防災会議協議会が策定したものである。

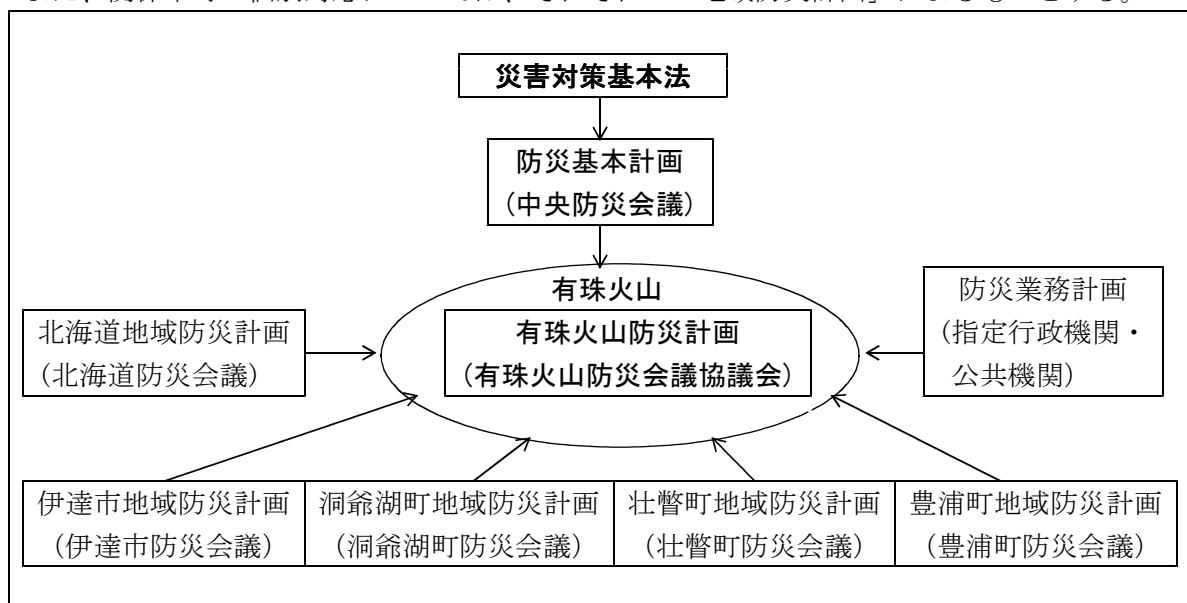
本計画の目的を次のように定める。

住民や観光客などの生命・身体・財産を有珠火山災害から守るため、災害に強いまちづくり及び防災体制の確立をめざす。

2 計画の位置づけ

本計画は、有珠火山に対する防災業務について定めた独自のものであるが、防災に関する基本方針を定めた「災害対策基本法」に基づく、「防災基本計画」（中央防災会議）、「北海道地域防災計画」（北海道防災会議）、「防災業務計画」（指定行政機関、公共機関）と密接な整合及び関連をもつものである。

また、関係市町の個別対応については、それぞれの「地域防災計画」によるものとする。



<計画の位置づけ>

3 適用する災害

本計画が適用する災害は、有珠火山の異常現象の発見から、活動がほぼ終息するまでに至る一連の活動にともなう災害とする。

<有珠山における火山活動の種類>

火山活動に直接ともなう現象	火砕流・火砕サージ、噴石、火山ガス、降灰、空振、地殻変動、火山性地震、融雪型泥流、火口噴出型泥流、岩屑なだれ
二次的な現象	降雨型泥流（土石流）、がけ崩れ、地すべり、噴火活動による津波、地盤の液状化

4 用語の定義

本計画で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

有珠山	一般に有珠山をさす表現とする。
有珠火山	火山活動に関して有珠山をさす表現とする。
火山活動	平常時を含み有珠火山で発生する全ての火山現象をいう。
噴火活動	噴火から終息にいたるまでの様々な火山活動にともなう現象をいう。
終息	火山噴火予知連の見解を受けて気象庁から「噴火活動がほぼ終息した」との内容の発表があったときをいう。
協議会	有珠火山防災会議協議会をいう。
関係市町	協議会を構成する伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町をいう。

第2節 計画の概要

本計画の構成及び内容は、次のとおりである。

有珠火山防災計画	
第1編 総論	計画の目的、計画の基本方針（防災ビジョン）、協議会の役割及び関係する機関、有珠火山の噴火史などをまとめたもの
第2編 火山噴火対応計画	有珠火山が噴火したときの対応をまとめたもの 噴火活動の想定……噴火の影響範囲、噴火の段階と火山噴火対応計画の流れ 組織と情報……噴火活動全般を通じた災害対策本部組織と情報の収集・伝達の対策 噴火対応Ⅰ期……異常現象の発見から避難を完了するまでの対策 噴火対応Ⅱ期……噴火活動が継続し、避難生活が長期化するときの対策 噴火対応Ⅲ期……大規模な噴火活動が継続し、遠隔地への避難を行うときの対策 噴火対応Ⅳ期……噴火活動が縮小し、避難解除を行うときの対策 復旧・復興……噴火活動が終息し、災害復旧・復興を行うときの対策
第3編 火山災害予防計画	次の噴火に備えて、平常時に行うべき防災対策をまとめたもの
資料編	有珠火山防災計画に関する資料をまとめたもの

第3節 計画の修正

有珠火山防災計画は、有珠火山をとりまく社会状況の変化や、防災対策の推進状況などに応じて、協議会において随時見直しを行い、必要に応じて修正する。修正するときは、災害対策基本法第44条第3項で準用する同法第42条第3項の規定により、あらかじめ知事に協議を行う。